

除雪業務処理要領

除排雪業務の処理に係る事項は、委託契約書によるもののほか、この要領によるものとする。

1 出動基準

- (1) 開庁日においてほぼ連続した降雪があり、新たな積雪が15cm以上に達したとき。
- (2) 開庁日において前項に定める基準のほか、気象情報、降雪強度等を総合判断し、今後の降雪により積雪が15cmを超えることが予想される場合。
- (3) 随時又は休日において業務担当員の指示があったとき。

2 除排雪の範囲

- (1) 別途図面に図示した区域とする。
- (2) その他、業務担当員の指示する区域とする。

3 除排雪時間及び方法

- (1) 除雪については、特に業務担当員の指示のあるもののほか午前8時30分までに、別途図面の箇所及び業務担当員が指示する箇所を車両の通行及び駐車又は歩行に支障のない状態に除雪すること。
- (2) 細部にわたる除雪の処理は、業務担当員の指示した時間において行うこと。
- (3) 排雪作業については、業務担当員と協議の上、作業を実施するものとする。

4 記録票の提出

作業終了後は、作業記録票及び作業前後の写真・タコグラフを提出し、業務担当員又は業務担当当代行員の確認を受けるものとする。

5 堆積場所

作業に伴う堆積場所は、業務担当員の指定する場所とする。

6 その他

- (1) 作業中の歩行者並びに駐車車両に対する事故防止については、特に注意すること。
- (2) この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて業務担当員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 業務担当員不在の場合は業務担当当代行員の指示に従うこと。